

国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則

平成17年10月 1 日制定

平成19年 4 月 1 日改正

平成20年 4 月 1 日改正

平成25年11月26日改正

令和元年 6 月25日改正

令和 3 年 3 月24日改正

令和 4 年 9 月27日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、[国立大学法人富山大学職員就業規則](#)第35条第3項に基づき、国立大学法人富山大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の研修に関し、必要な事項を定める。

(研修の目的)

第2条 研修は、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(大学の責務)

第3条 大学は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修計画を立て、実施に努めなければならない。

2 大学は、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等を修得するために実施される各種の研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

2 研修を受ける職員は、本学又は研修の実施に当たる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

3 教育職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(業務を通じての研修)

第5条 大学は、職員の監督者（国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則第1条の2に規定する監督者をいう。）に、職員に対し日常の業務を通じて必要な研修を行わせることができる。

(労働場所を離れての研修)

第6条 教育職員は、就業規則第35条第1項に定めるところより本務に支障がない限り、学長の承認を得て、労働場所を離れて研修を行うことができる。

2 教育職員以外の職員は、本務に支障がない限り、学長の承認を得て、労働場所を離れて、自己啓発研修（業務に関連する講習会等に参加する場合）を行うことができる。

3 前2項に定める研修を行う場合は、研修（事業場外労働）願（別紙様式）により申請するものとする。

(教諭の初任者研修)

第7条 大学は、教諭に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事

項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 臨時的に採用された者
 - (2) 教諭、助教諭及び常勤の講師（以下「教諭等」という。）として、国立、公立又は私立の学校において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、大学が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認める者
 - (3) 特別免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第3項に規定する特別免許状をいう。）を有する者
 - (4) 任期付き職員として採用された者
- 2 大学は、副校長、副園長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭のうちから初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

（教諭の10年経験者研修）

第8条 大学は、教諭に対して、その在職期間が10年（特別の事情がある場合には、10年を標準として大学が別に定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならない。在職期間の通算等については、次のとおりとする。

(1) 通算する期間

- イ 本学以外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭等として在職した期間（臨時的に採用された期間を除く。）
- ロ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間

(2) 除算する期間（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）

- イ 心身故障、刑事事件による休職及び懲戒による停職・出勤停止により現実に職務を執ることを要しない期間
- ロ 労働組合・職員団体に専ら従事した期間
- ハ 育児休業又は出生時育児休業をした期間

- 2 大学は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 3 第1項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間その他10年経験者研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（研修計画の体系的な樹立）

第9条 大学が定める初任者研修及び10年経験者研修に関する計画は、教諭の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

（研修期間中の労働時間の取扱い）

第 10 条 1 日の執務の全部を離れて研修を受けることを命ぜられた職員の労働時間については、当該研修の課業時間（講義、演習、自習等の課業のための時間をいう。以下同じ。）を当該職員に割り振られた労働時間とみなす。ただし、休暇及び欠勤により課業を受けることを欠いた時間については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該研修の課業時間が当該職員に通常割り振られている労働時間を超えるときは、当該課業時間勤務したものとみなす。

3 承認を受けて労働場所を離れて研修を行う教育職員の労働時間については、当該研修に必要な時間を当該職員に割り振られた労働時間とみなす。

（研修効果の把握及び研修の記録）

第 11 条 大学は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるものとする。

2 大学は、20 時間又は 3 日を超えて行われた研修について、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

（1）研修の名称及び期間

（2）研修を受けた職員の氏名

（3）その他必要な事項

3 大学は、前項の研修のほか、その目的、内容等に照らし必要と認める研修についても、前項の研修に準じて記録を作成し、保管するものとする。

（その他）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人（以下「旧富山大学法人等」という。）の職員として在職する職員で、既に研修が承認されているものについては、施行日以後、新たにこの規則による申請は要しない。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 8 条第 1 号イに規定する特別支援学校には、施行日の前日における盲学校、聾学校及び養護学校を含むものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式

研修（事業場外労働）願

年 月 日					
富山大学長 殿					
所属部局					
職 名					
氏 名					
下記による研修（事業場外労働）をご承認願います。					
年月日	発 地	着 地	研修箇所及び所在地	研 修 内 容	備 考
上記の願い出については、研修（事業場外労働）として承認する。					
承認年月日 年 月 日					
(決 裁 欄)					労働時間管理員
出勤簿登載年月日 年 月 日					
備 考					